

鳥取縣公報

條例

昭和二十六年三月三十日 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第二千百九十六号

昭和二十六年三月三十日 金曜日

◆鳥取縣條例第十三号

昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一号鳥取縣稅條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣稅條例中改正條例

第四十八條第一項中「毎月五日」を「毎月十日」に改める。

別記様式第二十五号中「(申告納入期限翌月5日)」を

「(申告納入期限翌月10日)」に改める。

附則

この條例は公布の日から施行する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

◆鳥取縣條例第十四号

昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十五号風俗營業取締法施行條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

風俗營業取締法施行條例中改正條例

第十九條 (一)中(ダンス教授並びにダンス会は午後九時)とあるを(ダンス教授並びにダンス会は午後九時三十分、夏時刻実施期間中は午後十時三十分)に改める。第二十三條に次の二号を加える。

五、如何なる名儀でも二十才未満の者に煙草、酒類、その他少年に有害と認められるものを提供してはならない。

00411

告 示

◆鳥取縣告示第百三十六号

地方自治法第八條第三項の規定により昭和二十六年四月一日から鳥取縣八頭郡賀茂村を鳥取縣八頭郡郡家町とする。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第百三十七号

地方自治法第七條第一項の規定により昭和二十六年四月一日から鳥取縣東伯郡小鴨村を廃し、その区域を鳥取縣東伯郡倉吉町に編入する。

なお地方自治法施行令第百七十七條第一項の規定による倉吉町の人口は二五、三七一人である。

昭和二十六年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年三月三十日印刷
昭和二十六年三月三十日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日發行)
第三種郵便物認可

行 動 烏 取 縣 烏 取 市 東 町
鳥 取 縣 烏 取 市 東 町 収
鳥 取 縣 烏 取 市 東 町 印 刷 所
縣 印 刷 所